

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所	神戸市中央区籠池通4丁目1番23号
氏名	独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 院長 土井田 稔
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	078-231-5901
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	69 J 0601045 独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院
事業場の所在地	兵庫県神戸市中央区籠池通4丁目1番23号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	316床
③従業員数	480
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病棟、手術室等の医療現場において発生した廃棄物は、プラスチック容器に収納される（プラスチック容器は注射針の貫通・液体漏れ等が発生しない専用容器）。その後、他の廃棄物と区別して一時保管する。保管場所には感染性廃棄物であることを明示し、関係者以外は立入禁止としている。その後週2回、業者により回収される。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物管理責任者		院長	078-231-5901
特別管理産業廃棄物実務責任者		総務課長	078-231-5901
中間処理業者・収集運搬業者		大栄環境(株)	078-857-4649
院内清掃業者		商船三井グループ	06-6441-5706

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	279.522 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染管理認定看護師（2名）やICTの指導のもと分別の徹底を教育する。分別内容をより明確にする等取り組みを行い、抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	200 t	t
	(今後実施する予定の取組) 各部署へのラウンド実施、教育の徹底により感染予防とさらなる廃棄物の抑制を両立させる方策を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物に非感染性のものを混ぜないように、各部署に周知・教育をしている。しかし、廃棄量が患者（数・症状・流行等）に左右されるため取組の成果がわかりにくい。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各部署へのラウンド実施や新規採用者へのオリエンテーションを充実させる等、教育の徹底により感染予防と廃棄物の抑制を両立させる策を検討する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	279. 522 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	279. 522 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄状況に不備がないか、委託業者からのフィードバックを積極的に受け、院内の廃棄物及び感染防止策の充実をはかる。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	200 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	200 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続して行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビニル廃棄物を除く。)	279.522	t
	(今後実施する予定の取組) 令和 2 年 4 月から電子マニフェストを導入済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。